

千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業
実績報告書

（あて先）千葉市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

（※）法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により助成金の交付決定のあ
った千葉市がけ地近接等危険住宅移転事業について、完了したので、千葉市がけ地近接等危
険住宅移転事業助成金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 危険住宅の所在地（地名地番）

千葉市 区

2 移転先の住所（地名地番）

3 助成金の交付決定額

| | | |
|-------------|---|---|
| （1）危険住宅の除却 | 金 | 円 |
| （2）移転先住宅の取得 | 金 | 円 |
| （3）合 計 | 金 | 円 |

4 事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

【添付書類】

- (1) 事業結果報告書（様式第13号）
- (2) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し
- (3) 危険住宅の除却等に係る領収書又はこれに代わる書類
- (4) 助成対象者の移転後の住民票の写し（個人番号の記載がないもの。）
- (5) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し
- (6) 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る領収書又はこれに代わる書類
- (7) 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関、その他の機関との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書
- (8) 前号の機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表
- (9) 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの（実績報告日の3月以内に交付されたものに限る。）
- (10) 移転先住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定に基づく検査済証の写しその他同等と認められる書類
- (11) 移転先住宅が新築の場合、省エネ基準に適合していることが確認できる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

※ (4)に掲げる書類は、個人情報確認同意書（様式第4号）の提出により省略することができる。

※ 移転先住宅の取得を行わない場合は、(5)から(11)までに掲げる書類の提出は要さない。